

第 5 2 回(令和 8 年度)信玄公祭り出展要領 (テント)

1. 主 旨

信玄公祭りにおいて県産品の販売・PR コーナーや出陣企業紹介コーナーなどを開設し、県内外の人々とのふれあいの場とすることで、祭りの盛り上げと集客力の向上を図る。

2. 会 場 ※出展場所によって出展期間が違います。ご注意ください

・遊亀橋南～紅梅北通り (4/3(金)～4/5(日) 3 日間出展)

・舞鶴城公園南広場 (4/4(土)～4/5(日) 2 日間出展)

※商工会会員は、「遊亀橋南～紅梅北通り」のみとなります

※舞鶴城公園南広場では「ベーコンフェスティバル」が同時開催されます

※募集は会期中、営業できる出展者に限ります

3. 会 期

令和 8 年 4 月 3 日 (金) 午後 5 時～午後 8 時

4 日 (土) 午前 10 時～午後 8 時

5 日 (日) 午前 10 時～午後 4 時

4. 内 容

- (1) 県内市町村特産品や地場産業製品の紹介及び販売
- (2) 県内で生産又は加工された商品で主な原材料が県産食材等を使用した飲食物の提供
- (3) 物産コーナー又は飲食コーナーの開設等

5. 主 催

信玄公祭り実行委員会 (事務局：公益社団法人やまなし観光推進機構)

6. 出 展 物

- (1) 県内で生産もしくは加工された商品で現在市販されているもの
- (2) 県産食材等を使用した飲食物
- (3) 主催者が適当と認めた商品

※アルコール類は県内産の地ビール、ワイン、地酒等に限ります

※現場での調理は県内の加工商品とはなりません

7. 出 展 者

- (1) 公益社団法人やまなし観光推進機構の会員※またはその構成員 (商工会)
※令和 7 年 1 1 月 3 0 日現在の会員に限ります
- (2) 協賛企業及び団体
- (3) 主催者が適当と認めた団体または企業

※出展者は、FAX又はE-mailで連絡のやり取りができる方に限らせていただきます

8. 会場別使用テント規格及び留意事項（出展場所により条件が異なります）

○遊亀橋南～紅梅北通り

（１）テントサイズ

270cm間口×180cm奥行

（２）テント付属基本備品

- | | | |
|------------------------|-----|---------------------------|
| ① 展示販売台（180cm×60cm） | 1 台 | ※白ビニールクロス装着 |
| ② 社名板（90cm×20cm） | 1 枚 | |
| ③ 折りたたみパイプイス | 1 脚 | |
| ④ 40W蛍光灯 | 1 灯 | |
| ⑤ コンセント（2口、容量100V 1KW） | 1 個 | ※出展調査票（様式5）で希望した
出展者のみ |

○舞鶴城公園南広場（商工会会員の割り当てなし）

（１）テントサイズ

360cm間口×270cm奥行

（２）テント付属基本備品

- | | | |
|------------------------|-----|---------------------------|
| ① 展示販売台（180cm×45cm） | 2 台 | ※白ビニールクロス装着 |
| ② 社名板（90cm×20cm） | 1 枚 | |
| ③ 折りたたみパイプイス | 2 脚 | |
| ④ 40W蛍光灯 | 1 灯 | |
| ⑤ コンセント（2口、容量100V 1KW） | 1 個 | ※出展調査票（様式5）で希望した
出展者のみ |

※諸事情により内容が変更になる場合があります

9. 出展料金

（１）使用料（1区画）：44,000円（税込み）

（テント利用の場合：上記の基本備品の使用料含む）

（２）売上分率割：売上高の10%

上記（１）と（２）を合計した金額を出展料金として、後日ご請求いたします。

※追加備品については、別途料金が必要となります

※出展日数、テントの大きさ及び基本備品に違いがあるため、使用料については一律となります

10. テント募集数

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| ・遊亀橋南～紅梅北通り | 22張（ <u>商工会会員は8張前後</u> ） |
| ・舞鶴城公園南広場（火気あり） | 2張（ <u>商工会会員の割り当てなし</u> ） |
| ・舞鶴城公園南広場（火見なし） | 5張（ <u>商工会会員の割り当てなし</u> ） |

※協賛企業・ベーコンフェスティバルのテントは既に占有済みのため、上記には含

まれません

※主催者事務局のやまなし観光推進機構会員の出展状況によって増減します

11. 出展のお申し込み

(1) 申込書提出期限

令和8年1月14日（水）午後5時 【期限厳守】

(2) 申込書提出方法

商工会で出展希望者を取りまとめたうえで、出展希望者ごとに提出書類を1ファイル（pdf形式）にまとめて、メールに添付して経営支援課（shien@shokokai-yamanashi.or.jp）に提出してください

※レンタルテント、キッチンカーを含め1事業者1申込みとさせていただきます(複数申込不可)

※出展者は、FAX又はE-mailで連絡のやり取りができる方に限らせていただきます

12. 提出書類

出展申込みには、出展申込書のほか必要書類を提出してください。

- ・ 出展申込書（様式1）
- ・ 暴力団関与のない旨の誓約書兼承諾書（様式2-1）
- ・ 代表者、現場責任者、現場スタッフ名簿（様式2-2）
- ・ 販売品目一覧表（様式3）
- ・ 提供食品の概要書（様式4） ※食品を提供する場合のみ
- ・ 出展調査書（様式5）
- ・ 追加備品申込書（様式6）
- ・ 出展の平面図（様式7）
- ・ 出展に関する誓約書（様式8）
- ・ 酒類提供及び販売誓約書（様式9） ※酒類を提供・販売する場合のみ

13. 出展に伴う官公署への許可申請・届出

(1) 保健所

主催者がまとめて保健所に提出いたしますので「食品提供の概要書」（様式4）と「出展の平面図」（様式7）に詳しくご記入ください。

※昨年多く指摘があった事例

- ・ 生野菜、果物に関しては取扱いを十分ご注意ください。
- ・ 当日、テント内で刃物などを使うことはできません。
（良い例：野菜を飲食店〇〇店にて前日に準備、当日はカット野菜を利用するなど）
- ・ 〇〇飴、〇〇チョコについては「リンゴ飴」、「チョコバナナ」以外は提供できません。
- ・ じゃがバターなどはスプーン（銀製品）・刃物などで盛り付けはできません。

(良い例：カットバターを利用するなど)

- ・削りイチゴは、当日刃物で削る場合は提供できません。

なお、提供内容で相談したい場合は甲府保健所（TEL：055-237-2550）にご相談ください。

(2) 税務署

酒類(県産の日本酒やワインなど)を販売する場合は、税務署へ酒類販売の許可申請手続きが必要となります。手続きは出展者の責任において行なってください。

※酒類の販売は、税務署から酒類販売の免許を交付された出展者に限ります

(3) 消防署

主催者がまとめて消防署に提出いたしますので「出展調査票」（様式5）と「出展の平面図」（様式7）に詳しくご記入ください。

消火器の有効期限は必ずご確認ください。

14. 法令の遵守

出展にあたっては、適用される法令を必ず遵守してください。法令を守らない場合は、出展をお断りさせていただきます。

(適用法令) 食品衛生法 景品表示法 不正競争防止法 薬事法 酒税法など

15. 出展の決定

出展者（出展希望者がエリア別出展可能数を超える場合）と出展場所を次の日程で抽選会を開催して決定します。

・開催日時 令和8年1月28日（水）午前10時～（受付：午前9時～）

・開催場所 商工会連合会「研修室」 甲府市飯田2-2-1 3階

※抽選会には必ず出展希望者の代表または従業員の方がお越しください

※抽選会を欠席または開始時間に間に合わなかった場合は、申込みを取り消させていただきます

16. ゴミの処理

ゴミは全てお持ち帰りください。

17. 駐車場

駐車場のご用意はありません。近隣のコインパーキング等をご利用ください。

18. 出展者会議

出展が決まった事業者は、次の日程で出展者会議が開催されますので、必ず代表者または従業員の方が出席してください。

・開催日時 令和8年3月25日（水）午後2時～（受付：午後1時～）

・開催場所 山梨県防災新館

※諸事情により会議の日程などが変更になる場合は、会議の1か月前を目途に連絡

します

19. その他留意事項

- 「出展に関する誓約書」（様式8）の内容を確認して、祭り当日は必ず遵守してください。遵守されない場合は、来年度以降の出展をお断りさせていただきます。
- 祭り当日は必ず出展申込みした事業者本人が出展し、出展申し込んだ品目以外の提供・販売しないでください。名義貸しや申込内容と違う品目の提供・販売などが確認された場合は、主催者から出展の取消や翌年度以降の出展をお断りさせていただきます。
- 第52回信玄公祭り公式ガイドブック、信玄公祭り公式サイトにおきまして屋号・出展内容などの記載はいたしませんのでご承知ください。